

ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行)

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

新潟県知事登録旅行業第2-404号

株式会社バーツプロダクション 旅行事業部
かなえる旅行社

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社バーツプロダクション(新潟県上越市西城町2-10-25大島ビル101、新潟県知事登録旅行業第2-404号以下「当社」といいます)が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送または宿泊のサービスの内容、並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集型企画旅行のホームページ・パンフレット(以下「募集広告等」といいます)、旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます)及び当社旅行業約款の募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)等によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申し込み

- (1) 当社または当社受託営業所(以下「当社」といいます。)にて、所定の旅行申し込み書に必要事項を記入のうえに定める申込金を添えてお申し込みいただきます。尚、申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」の一部に充当いたします。
- (2) 当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の申し込みを受け付けることがあります。この場合、契約は申し込みの時点では成立しておらず、当社が契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書の提出と申込金のお支払いをしていただきます。この期間内に申込金のお支払いがなされない場合、当社はお申し込みがなされたものとして取り扱われさせていただく場合がございます(ご出発まで一定以上の日数がない場合、お電話でのお申し込みをお断りさせていただくことがあります)。
- (3) 申込金

区分	申込金(おひとり)
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

*ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところがあります。また、ローンご利用の場合は異なることがあります。
※上記表内の「旅行代金」とは、第8項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得てお客様をキャンセル待ちのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力することがあります。この場合でも当社は申込金を「お預り金」として申し受けます。ただし、当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様によりキャンセル待ち登録の解除のお申し出があった場合、または結果として予約ができなかった場合は、当社は当該申込金を全額戻します。

- (4) お申し込みにあたっては全員のお名前・年齢と代表者の住所・電話番号が必要です。

3. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。
- (2) 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます。)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取扱いは、当該契約責任者との間で行います。
- (3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。
- (4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

4. お申し込み条件

- (1) お申し込み時点で20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。
- (2) 旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行が必要です。
- (3) お客様が暴力団員、暴力関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4) お客様が当社に対しても暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで、特別な配慮を必要とする方は、その旅行のお申し込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じますが、医師の健康診断書を提出していただく場合もあります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のため介助者／同伴者の同行などを条件とさせていただく、あるいは参加をお断りさせていただく場合があります。
- (7) お客様のお申し出に基づき、当社はお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。
- (8) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るために必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- (9) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、当社から手配旅行契約で別途料金をお支払いたく条件でお受けすることもあります。
- (10) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨及び

復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。

- (11) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または募集型企画旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合には、ご参加をお断りする場合があります。
- (12) 日本以外の国籍をお持ちのお客様は別途の手続・手配等が必要となる場合がありますので、必ずお申し込み時にお申し出ください。
- (13) その他当社からの業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. お客様との契約の成立時期

- (1) 第2項(1)及び(2)の電話による旅行契約のお申し込みの場合、旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金の受理をしたときに成立いたします。
- (2) 第2項(2)の郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約のお申し込みの場合、旅行契約は申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約の締結を承諾する通知を出したときに成立いたします。
- (3) 第2項(3)の場合で、キャンセル待ちのコースの契約成立は、お客様から当該申し込みの撤回のご連絡がなく、かつ当社が、予約可能となつた旨の通知を行ったときに成立するものとします。この場合、当社が既にお預かりしている代金は、この時点で正式に受理したものとみなします。
- (4) 当社指定の銀行口座への旅行代金の振り込みがあった場合には、当社の領収書は銀行の発行する振込金受領書をもって代えさせていただきます。

6. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社は旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はパンフレット、旅行条件書、申込書控え等により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に、集合時間・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅とも旅行開始日の前日までにお渡します。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのばって7日前以降の場合、旅行開始日までにお渡しすることができます。お渡し方法には、郵送を含みます。また、お渡し日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

7. 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行契約成立後、旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのばって21日目(以下「基準日」といいます。)にあたる日より前にお支払いたります。
- (2) 基準日以降にお申し込みされた場合は、お申し込み時点又は旅行開始日の当社が指定する期日までにお支払いたります。

8. お支払い対象旅行代金

- お支払い対象旅行代金とは、募集広告等に旅行代金として表示した額に追加代金として表示した額を加え、割引代金として表示した額を差し引いた額をいいます。この合計金額は第2項(3)の「申込金」、第15項(1)の「取消料」、第17項(1)の「違約料」、第26項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

9. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
- (ア) 航空運賃および船舶、鉄道運賃(コースにより等級が異なります。)
 - (イ) バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金
 - (ウ) 宿泊代金および税・サービス料金
 - (エ) 食事代金および税・サービス料金
 - (オ) 団体行動中の心付け
 - (カ) 添乗員が同行するコースの添乗員同行代金
 - (キ) オレハ・パンフレット等で含まれる旨明示したもの
- (2) 上記の諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

10. 旅行代金に含まれないもの

- 第9項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (ア) 自宅から集合・解散場所までの交通費・宿泊費等
 - (イ) 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)
 - (ウ) クリーニング代、電報電話料金、ホテルのボーカーメイド等へのチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用、およびこれらに伴う税・サービス料
 - (エ) 傷害、疾病に関する医療費等
 - (オ) オプショナルツアー等と称し、現地にて希望者のみを募って実施する小旅行等の代金
 - (カ) 添乗員が同行するコースの添乗員同行代金
 - (キ) 「○○プラン」、「○○追加料金」とパンフレット等に記載した追加料金

11. 追加代金及び割引代金

- (1) 第8項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます)
- (ア) 1人部屋を使用される場合の追加代金(大人・子供一律1名様代金です)
 - (イ) ホテルまたは部屋タイプのグレードアップのための追加代金
 - (ウ) 「食事なし」コース等を基本とする「食事付き」コース等との差額代金
 - (エ) ホテルの宿泊延長のための追加代金
 - (オ) 航空会社指定ご希望をお受けした場合の追加代金
 - (カ) 航空座席のクラス変更に要する運賃差額
 - (キ) その他パンフレット等で「○○追加代金」と称するもの。
- (2) 第8項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。パンフレット等で「○○割引代金」と称するもの。
- (ア) あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合を除きます。

12. 旅行契約内容の変更

- 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容を変更することができます。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更

後にご説明いたします。

13. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、募集型企画旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは旅行開始日の前日から起算してさかのばって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 第12項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

14. お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料をいたす場合があります。また、当社は利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社が、地位の譲渡を承認しかつ手数料を受領したときに効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者が当社から旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継することになります。

15. お客様の解除権—旅行開始前

- (1) お客様はホームページ・パンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社の営業日、営業時間内にお受けしますので、旅行お申し込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。
- (2) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。
- (ア) 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第26項の表左欄に掲げるものとその他の重要なものであるときに限ります。
 - (イ) 第13項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - (ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、また不可能となる可能性が極めて大きいとき。
 - (エ) 当社がお客様に対し、第6項(2)に定める期日までに確定書面(最終旅行日程表)を交付しなかったとき。(旅行開始日の前日まで、ただし、旅行開始日の前日からさかのばって7日前にあたる日以降に旅行の申し込みがなされた場合には、旅行開始日まで)
 - (オ) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
 - (カ) 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(または申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(または申込金)の全額を払い戻します。
 - (メ) 旅行開始後における旅行の実施が不可能となるとき。

- (3) 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(または申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(または申込金)の全額を払い戻します。

- (4) 旅行契約開始後に、お客様のご都合によりコースまたは出発日を変更された場合は、取り消し後に再予約を行うことなり、(1)の取消料の対象となります。

16. お客様の解除権—旅行開始後

- (1) 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除または一時離団をした場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- (2) お客様の責に帰しない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスの提供に係る部分を払い戻します。
- (3) 当社の解説による旅行開始前の解説
- (1) お客様が第7項に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第15項に定める取消料と同額の違約料をお支払いただきます。
 - (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
 - (ア) お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行条件を満たしていないことが判明したとき。
 - (イ) お客様が病気、介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないときと当社が認めるとき。
 - (ウ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき。
 - (エ) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき。
 - (オ) お客様の数が募集広告等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始の前日から起算してさかのばって13日目(日帰り旅行は3日目)に当たる日より前に旅行中止の通知をいたしました。
 - (カ) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のよう、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成立しないとき、あるいはそのおそれがあると極めて大きいとき。
 - (キ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

代金（または申込金）から違約料を差し引いて払い戻します。（2）により旅行契約を解除了ときは、既に収受している旅行代金（または申込金）の全額を払い戻します。

18.当社の解除権—旅行開始後の解除

- (1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
(ア)お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
(イ)お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者または同行する他の旅行者に対する暴力または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとさ。

(ウ)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

- (2)解除の効果および払い戻し
(ア)(1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有效地に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。
(イ)当社は旅行代金のうち、お客様が今までその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払いまたはこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

19.旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し常に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合、この限りではありません。

- (1)お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約にしたがった旅行サービスの提供を確実に受けるために必要な措置を講ずること。
(2)本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるおえないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

20.当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

21.添乗員

- (1)添乗員同行の有無はホームページ・パンフレットに明示いたします。
(2)【添乗員同行】全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行なうサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。添乗員の業務は原則として8時から20時までです。
(3)【現地係員案内】添乗員は同行いたしませんが、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。
(4)【個人型プラン】添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。

22.当社の責任

- (1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときはお客様が被られた損害を賠償いたします（損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります）。
(2)お客様が次に示すような当社または当社の手配代行者の関与しない事由により、損害を被られた場合は、当社は本項(1)の責任を負いません。
(ア)天災地変、戦乱、暴動、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
(イ)運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
(ウ)官公署の命令、国外の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行内容の変更、旅行の中止
(エ)自由行動中の事故
(オ)食中毒
(カ)盗難・詐欺等の犯罪行為
(キ)運送・宿泊機関等の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などをこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
(ク)その他、当社の関与しない事由
(3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の損害通知期間規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度に（当社または当社の手配代行者に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）賠償いたします。

23.特別補償

- (1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外因の事故によって身体に障害を被ったときに、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金をお支払いいたします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他当社約款特別補償規定第18条2項に定める品目については補償いたしません。
(2)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等の他、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量運動力機（モーターグライダー、マイクロライト機、ワトルライト機等）搭乗、ジャイロブレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
(3)当社が前項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負すべき損害賠償金の一部または全部に充当します。
(4)当社は求めに応じてお客様が本旅行の日程から離れて行動するための手配を受けることがあります、この場合当該別行動の旅行は手配旅行契約に基づくものとなり、本項特別補償の適用はありません。

24.お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が

当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

- (2)お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
(3)お客様は、旅行開始後において契約書面記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または、当該旅行サービスの提供者にその旨をお申し出ください。

25.オプショナルツアーやまたは情報提供

- (1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を受取して当社が実施する企画旅行（以下「当社実施のオプショナルツアーや」といいます。）の第23項（特別補償）の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社実施のオプショナルツアーやはパンフレット等で「旅行企画・実施：当社」と明示します。
(2)オプショナルツアーやの企画者が当社以外の現地法人である旨をパンフレット等で明示した場合には、当社は当該オプショナルツアーや参加中にお客様に発生した第23項（特別補償）で規定する損害に対しては、当社は同項の規定に基づき損害賠償金を支払います。ただし、当該オプショナルツアーやの催行にかかる企画者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該オプショナルツアーやが催行される現地法人及び当該企画者の定めによります。
(3)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第23項（特別補償）の規定は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

26.旅程保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い対象旅行代金右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次の(ア)(イ)(ウ)(エ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。
(ア)契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであること
が明白な場合（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと／いわゆるオーバーブッキング等による場合は除きます。）
a.旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
b.戦乱
c.暴動
d.官公署の命令
e.欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の
中止
f.遅延、運送スケジュールの変更等の当初の運行計画によらない
運送サービスの提供
g.旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置
(イ)第22項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき。
(ウ)第15項、第16項、第17項および第18項の規定に基づき旅行契約
が解除された場合の当該解除された部分に係わる変更であるとき。
(エ)パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更
になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けること
ができるとき。
(2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金額は、旅行者1名に対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
(3)当社は、お客様が同意された場合に限り、金額による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品または旅行サービスの提供により補償を行なうことがあります。
(4)当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第22項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、支払うべき損害補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額=お支払い対象旅行代金×1件につき下記の率	
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した観光施設（リストランを含みます。）その他旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑧前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2:確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容の間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3:第3号または第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4:第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いもののへの変更を伴う場合には適用しません。

注5:第4号または第6号もしくは第8号に掲げる変更が1乗車船等または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等または1泊につき1件として取り扱います。

注6:第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までの率を適用せず、第8号によります。

27.保護措置

当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることができます。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

28.その他

- (1)お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員・現地係員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様ののが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用をお客様にご負担いただきます。

(2)お客様の便宜をはかるため土産物店等にご案内をすることがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任でご購入していただきます。

(3)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(4)子供代金及び幼児代金は、コースによって規定が異なります。

(5)当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、確定書面（最終日程表）等に記載している集合場所を出発（集合）してから、当該解散場所に着陸（解散）するまでになります。ご自宅から集合・解散場所までの間を、航空機または列車等を利用する場合や宿泊を必要とする場合は、当社では可能な限りこの手配に応じますが、この部分は当社と別途旅行契約を締結することとなり、募集型企画旅行契約には含まれません。

(6)当社の募集型企画旅行に参加いただくことにより、航空会社のマイルージャーを受けられる場合がありますが、マイルージャーに関わるお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行っています。そのため、航空会社のマイルージャーを受けた場合に、お客様が最初受けた予定であったマイルージャーが受けられなくなったときでも、理由のいかんを問わず、当社は第22項(1)の責任を負いません。

(7)旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。

29.通信契約

- (1)当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いをうけること」（以下「通信契約」といいます。）を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込みを受ける場合があります。そのため、旅行代金の支払いは、契約金額の全額を決済するものとします。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。（受託旅行会社により当該取扱いができない場合があります。また取り扱い可能なクレジットカードの種類は受託旅行会社により異なります。所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約になります。）
(2)通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と以下の点で異なります。
(ア)通信契約の申し込みに際し、会員は申し込みしようとする「募集型企画旅行の名称」「出発日」等に加えて、「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出してください。
(イ)通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵送で通知する場合には、当社らがその通知を発した時に成立し、当社らがe-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
(ウ)通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべき日をいいます。

30.旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件・旅行代金の基準は、それぞれパンフレット等に明示します。

31.営業保証金

当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債務に關し、当社が旅行業法第七条、第一項の規定に基づいて供託している営業保証金から弁済を受けることができます。

32.個人情報保護方針

旅行申込書にご記入いただく、氏名、年齢、生年月日、電話番号、メール・アドレス、住所、勤務先等の情報は「個人情報」に該当しますので、当社及び当社受託旅行業者（以下「当社」といいます。）は以下に掲げる個人情報の取扱いに関する基本方針及び個人情報に關して適用される法令を遵守して、お客様に関する個人情報の適正な管理・利用と保護に万全を尽します。

(1)個人情報利用の目的

当社は、お客様がお申し込みになられた運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）を手配するに必要な範囲で情報を利用いたします。また、当社は、旅行サービス提供機関に對し、お客様の氏名、パスポート番号及び現地滞在先等をあらかじめ電子の方法等で送付することによって提供します。この他、将来、お客様により新しい旅行商品やサービス、キャンペーン情報等のご案内、アンケートや旅行参加後のご感想の提供のお願い、統計資料の作成等、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2)個人情報の開示・提供

当社は、下記の場合を除き、お客様からお預かりした個人情報を第三者に開示・提供いたしません。
(ア)お客様ご本人の同意がある場合。
(イ)旅行サービス提供機関や当社及び販売店の手配業務委託先に、旅行サービス手配に必要な最小限度の情報を開示・提供する場合。

(ウ)法令的な命等により個人情報の開示・提供を求められた場合。
(3)お客様からご提供いただけない個人情報が旅行サービス手配に必要不可欠な情報である場合、当社は、お客様からのお申し込みをお断りする場合があります。